

# 中学校における法教育の実践状況に関する調査

## 1 法教育について

### (1) 法教育とは

法務省では、「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育」を「法教育」と位置付けています。

※ 法教育が育成を目指す資質・能力や、法教育の普及・推進に関する法務省の取組については、同封したリーフレットを御覧ください。

### (2) 学習指導要領との関係

令和3年度から実施されている中学校学習指導要領においては、かねてより盛り込まれている各教科等における「法に関する教育」（いわゆる法教育）に係る内容について、更なる充実が図られたところです（本調査票2ページ目・3ページ目に記載の「中学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編付録6」を参照）。

## 2 本調査について

### (1) 目的

この調査は、法務省が中学校における法教育の実践状況を把握し、学校現場における法教育の取組を更に支援するための施策の在り方を検討することを目的に行うものです。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、外部講師の受け入れや法教育教材を使用した授業の実施等が難しい状況にあった学校も多いことと存じますが、そうした状況も踏まえつつ、今後の法教育の取組に対する支援の在り方を検討してまいりたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

### (2) 御記入に当たって

本調査では、質問について、令和3年度における学校の状況に最も近いものを選んで回答するか、回答欄に文字で回答（自由記述）してください。

回答は任意であり、校長や副校長などの管理職において把握されている範囲で回答いただければ構いませんが、可能な限り調査に御協力をお願いいたします。

回答は、この用紙ではなく、下記回答ページにアクセスし、ウェブから回答してください。

回答ページURL：<https://rsch.jp/eqt3/?houkyouiku2021>

パスワード：moj2021

（法務省ホームページからもアクセス可能です。アクセス方法は、本調査依頼に同封した「回答方法説明書」を御参照ください。）

### (3) 回答期限

**【令和4年2月4日（金）】まで**

## 3 情報の取扱いについて

本調査は統計的に処理し、集計結果を法務省ホームページ等において公表する予定ですが、公表に当たっては、学校名が特定されることのないよう取り扱います。なお、御記入いただいた内容について詳細をお聞きするため、学校に連絡させていただく場合がありますので御了承ください。

### <調査実施機関・お問合せ先>

株式会社浜銀総合研究所地域戦略研究部

### <調査実施主体・委託元>

法務省大臣官房司法法制部司法法制課  
司法制度第二係

参考資料：「中学校学習指導要領(平成29年告示)解説総則編」の付録6

法に関する教育（現代的な諸課題に関する教育等横断的な教育内容）

本資料は、小・中学校学習指導要領における「法に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なもの各学校におかれては、それぞれの教育目標や児童／生徒の実態を踏まえた上で、本資料をカリキュラム・マネジメントの参考としてご活用ください。

総則	第2の2 (2) 各学校においては、児童／生徒や学校、地域の実態及び児童／生徒の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等乗り越えて次世代の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。
----	---

※総則は小学校・中学校の共通部分を抜粋。

	総則	社会科
小学校	第6 2 各学校においては、児童の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、各学年を通じて、自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意すること。また、各学年段階においては、次の事項に留意すること。 (1) 第1学年及び第2学年においては、挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること、善悪を判断し、してはならないことをしなないこと、社会生活上のきまりを守ること。 (2) 第3学年及び第4学年においては、善悪を判断し、正しいと判断したことを行うこと、身近な人々と協力し助け合うこと、集団や社会のきまりを守ること。 (3) 第5学年及び第6学年においては、相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実にも努めること、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること。	(第3学年) (3) 地域の安全を守る働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項をする。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 施設・設備などの配置、緊急時への備えや対応などに着目して、関係機関や地域の人々事する人々の働きを考え、表現すること。 ※イの(7)については、社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うとともに、自分たちができることを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。 (第4学年) (2) 人々の健康や生活環境を支える事業について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、よう指導する。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (4) 処理の仕組みや再利用、県内外の人々の協力などに着目して、廃棄物の処理のためのたす役割を考え、表現すること。 ※イの(4)については、社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うとともに、自分たちができることを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。 (第6学年) (1) 我が国の政治の働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身にア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (7) 日本国憲法は国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを理解することとそれぞれの役割を果たしていることを理解すること。 ※アの(7)については、国会などの議会政治や選挙の意味、国会と内閣と裁判所の三権の役割などについて扱うこと。その際、イの(7)に関わって、国民としての政治への、自分の考えをまとめることができるよう配慮すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 日本国憲法の基本的な考え方に着目して、我が国の民主政治を捉え、日本国憲法が内閣、裁判所と国民との関わりを考え、表現すること。 (4) 政策の内容や計画から実施までの過程、法令や予算との関わりなどに着目して、国や国民生活における政治の働きを考え、表現すること。

	総則	社会科
中学校	第6 2 各学校においては、生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、小学校における道徳教育の指導内容を更に発展させ、自立心や自律性を高め、規律ある生活をする心、生命を尊重する心や自らの弱さを克服して気高く生きようとする心を育てること、法やきまりの意義に関する理解を深めること、自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに留意すること。	(公民的分野) A 私たちと現代社会 (2) 現代社会を捉える枠組み 対立と合意、効率と公正などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、るよう指導する。 ア 次のような知識を身に付けること。 (7) 現代社会の見方・考え方の基礎となる枠組みとして、対立と合意、効率と公正などにア (4) 人間は本来社会的存在であることを基に、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要な責任について理解すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 社会生活における物事の決定の仕方、契約を通じた個人と社会との関係、きまりの役割表現すること。 B 私たちと経済 (1) 市場の働きと経済 対立と合意、効率と公正、分業と交換、希少性などに着目して、課題を追究したり解決した身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識を身に付けること。 (2) 勤労の権利と義務、労働組合の意義及び労働基準法について理解すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (4) 社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について多面的・多角的に ※イの(4)の「社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善」について 観点から労働保護立法についても触れること。 C 私たちと政治 (1) 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則 対立と合意、効率と公正、個人の尊重と法の支配、民主主義などに着目して、課題を追究して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識を身に付けること。 (7) 人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深め、法の意義を理解すること。 (4) 民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解すること。 (7) 日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることイ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について多面的・多角民主政治と政治参加 (2) 対立と合意、効率と公正、個人の尊重と法の支配、民主主義などに着目して、課題を追究して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識を身に付けること。 (9) 国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障がある ※(2)のアの(9)の「法に基づく公正な裁判の保障」に関連させて、裁判員制度について D 私たちと国際社会の諸課題 (1) 世界平和と人類の福祉の増大 対立と合意、効率と公正、協調、持続可能性などに着目して、課題を追究したり解決したりに付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識を身に付けること。 (7) 世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間の相互の理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを理解する(を含む)、国家主権、国際連合の働きなど基本的な事項について理解すること。

を抜粋し、通覧性を重視して掲載したものです。

の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学

	家庭科	特別の教科 道徳	特別活動
<p>身に付けることができるよう指導</p> <p>の諸活動を捉え、相互の関連や従</p> <p>地域や自分自身の安全を守るため</p> <p>次の事項を身に付けることができ</p> <p>事業の様子を捉え、その事業が果</p> <p>ごみの減量や水を汚さない工夫な</p> <p>付けることができるよう指導する。</p> <p>活の基本を定めていることや、現</p> <p>にも、立法、行政、司法の三権が</p> <p>相互の関連、裁判員制度や租税</p> <p>関わり方について多角的に考え</p> <p>民生活に果たす役割や、国会、内</p> <p>地方公共団体の政治の取組を捉え、</p>	<p>(第5学年及び第6学年)</p> <p>C 消費生活・環境</p> <p>(1) 物や金銭の使い方と買物</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(7) 買物の仕組みや消費者の役割が分かり、物や金銭の大切さと計画的な使い方について理解すること。</p> <p>※(1)のアの(7)については、売買契約の基礎について触れること。</p>	<p>(第1学年及び第2学年)</p> <p>C 主として集団や社会との関わりに関すること</p> <p>【規則の尊重】</p> <p>約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。</p> <p>(第3学年及び第4学年)</p> <p>C 主として集団や社会との関わりに関すること</p> <p>【規則の尊重】</p> <p>約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ること。</p> <p>(第5学年及び第6学年)</p> <p>C 主として集団や社会との関わりに関すること</p> <p>【規則の尊重】</p> <p>法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと。</p>	<p>(学級活動)</p> <p>2</p> <p>(1) 学級や学校における生活づくりへの参画</p> <p>ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決</p> <p>学級や学校における生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図り、実践すること。</p> <p>3</p> <p>(1) 指導に当たっては、各学年段階で特に次の事項に配慮すること。</p> <p>(第1学年及び第2学年)</p> <p>話し合いの進め方に沿って、自分の意見を発表したり、他者の意見をよく聞いたりして、合意形成して実践することのよさを理解すること。基本的な生活習慣や、約束やきまりを守ることの大切さを理解して行動し、生活をよくするための目標を決めて実行すること。</p>
<p>次の事項を身に付けることができ</p> <p>いて理解すること。</p> <p>性やそれを守ることの意義及び個</p> <p>について多面的・多角的に考察し、</p> <p>りする活動を通して、次の事項を</p> <p>に考察し、表現すること。</p> <p>では、仕事と生活の調和という</p> <p>したり解決したりする活動を通し</p> <p>について理解すること。</p> <p>的に考察し、表現すること。</p> <p>したり解決したりする活動を通し</p> <p>ことについて理解すること。</p> <p>ても触れること。]</p> <p>する活動を通して、次の事項を身</p> <p>主権の尊重と協力、各国国民の相互</p> <p>こと。その際、領土（領海、領空</p>	<p>(家庭分野)</p> <p>C 消費生活・環境</p> <p>(1) 金銭の管理と購入</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(7) 購入方法や支払い方法の特徴が分かり、計画的な金銭管理の必要性について理解すること。</p> <p>※アの(7)については、クレジットなどの三者間契約についても扱うこと。</p> <p>(4) 売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応について理解し、物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理が適切にできること。</p>	<p>C 主として集団や社会との関わりに関すること</p> <p>【遵法精神、公德心】</p> <p>法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。</p>	<p>(学級活動)</p> <p>2</p> <p>(1) 学級や学校における生活づくりへの参画</p> <p>ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決</p> <p>学級や学校における生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図り、実践すること。</p>

## 第1 学校に関すること

所在地 (当てはまるものを一つ選択)	都道府県： ( ) 市区町村： ( )
設置者種別 (当てはまるものを一つ選択)	1 国立      2 公立 3 私立      4 その他 ( )
教員数 (非常勤を除く。) (半角数字で回答)	( ) 名
学校名 (文字で回答)	( )
回答者の氏名・役職 (文字で回答)	氏名： ( ) 役職： ( )
回答者の連絡先 (電話番号・メールアドレス) (半角数字・半角アルファベット・記号で回答)	電話： ( ) Mail： ( )

## 第2 法律専門家や関係機関との連携状況について

【問1】貴校では、**法教育**(※1)に関し、法律家(裁判官・検察官・弁護士・司法書士等)や関係機関(法務省・検察庁・裁判所・弁護士会・司法書士会等)等の**外部人材と連携した授業**を実施しましたか。**当てはまるものを一つ**選択してください。

また、外部人材と連携した授業を実施した場合には、実施した授業ごとに、「学年」「教科等」、その授業で扱った「テーマ」、「連携先」について、**当てはまるものを選択**してください。

(※1) 「中学校学習指導要領(平成29年告示)解説総則編」の付録6「法に関する教育(現代的な諸課題に関する教科横断的な教育内容)」の内容(本調査票2ページ目・3ページ目)も御参照ください。

(※2) 外部人材と連携した授業を複数回実施した場合には、それぞれ別の事例として回答してください。本調査では、10事例まで回答いただくことができます。

- 1 外部人材と連携した授業を実施した →授業の実施状況に回答してください
- 2 外部人材と連携した授業は実施していない →(問2へ)

(外部人材と連携した法教育に関する授業の実施状況の回答方法例)

例1：3年生の社会科で裁判官と連携した授業と、2年生の家庭科で弁護士と連携した授業を実施した  
⇒1事例目として「3年生」の「社会科」の授業について、2事例目として「2年生」の「技術・家庭科」の授業について回答

例2：3年生の社会科で裁判官と連携した授業を行い、その授業では「憲法の意義」と「司法（模擬裁判・裁判傍聴を含む）」の両方のテーマにまたがる内容を実施した  
⇒「3年生」の「社会科」を選択の上、テーマは「憲法の意義」と「司法（模擬裁判・裁判傍聴を含む）」の両方の項目を選択、連携先は「裁判所（裁判官等）」を選択

例3：3年生と2年生が合同で、家庭科で「私法と消費者保護」について弁護士及び消費生活センターと連携した授業を実施した  
⇒学年について「3年生」と「2年生」の両方を選択の上、教科等・テーマは「技術・家庭科」と「私法と消費者保護」を選択、連携先は「弁護士会（弁護士）」と「消費（国民）生活センター」の両方を選択

【授業の実施状況：1事例目（※）】

（※）ウェブ回答ページでは、「2事例目を回答しますか。」に「はい」を選択することで、2事例目の回答ページに進むことができます（3事例目以降も同様）。

学年 (複数回答可)	1	1年生	
	2	2年生	
	3	3年生	
教科等 (一つを選択)	1	社会科	4 特別活動
	2	技術・家庭科	5 総合的な学習の時間
	3	特別の教科 道徳	6 その他（具体的に： ）
テーマ (複数回答可)	1	ルールづくり	4 司法（模擬裁判・裁判傍聴を含む）
	2	私法と消費者保護	5 その他（具体的に： ）
	3	憲法の意義	
連携先 (複数回答可)	1	裁判所（裁判官等）	8 税理士会（税理士）
	2	検察庁（検察官等）	9 警察署（警察官）
	3	法務省（法務局，刑務所，保護観察所）	10 大学の教員
	4	弁護士会（弁護士）	11 法科大学院生・法学部生
	5	司法書士会（司法書士）	12 消費（国民）生活センター
	6	日本司法支援センター（法テラス）	13 その他（例：行政書士会，社会保険労務士会，弁理士会，企業のコンプライアンス担当者等）
	7	税務署（税務署職員）	（具体的に： ）

【問2】（問1で「2 外部人材と連携した授業は実施していない」を選択した学校のみ回答）  
 法律家や関係機関等の外部人材と連携した授業を**実施しなかった理由**について、**当てはまるものを全て**選んでください。

- 1 連携しなくても、法教育に取り組んでいけると考えるから
- 2 連携先を見つける方法がよく分からないから
- 3 連携によりどのような授業ができるのか分からないから
- 4 連携のための予算がないから
- 5 連携の準備や打ち合わせ、手続などが大変だから
- 6 連携した授業を行う時間がないから
- 7 連携する方の人柄や授業の技量が事前に分からず、不安だから
- 8 以前に連携を試みたが、うまくいかなかったから
- 9 連携した授業を実施したかったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、連携することが難しかったから
- 10 現在連携した授業の実施に向けての準備を進めているところである
- 11 その他（具体的に： \_\_\_\_\_）

### 第3 法教育教材の使用状況について

【問3】法務省では、法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材を全国の中学校に1部ずつ配布しているほか、ウェブサイトにおいても同教材を公開しております（イラスト参照）。貴校では、法務省（法教育推進協議会）が作成した教材を利用しましたか。**当てはまるものを一つ**選択してください。

- 1 教材を利用した（問4へ）
- 2 教材を知っているが利用しなかった（問5へ）
- 3 教材を知らない（問6へ）

（※）法教育教材については、本調査依頼に同封したリーフレットも御参照ください。



冊子教材  
 （平成26年度配布）



視聴覚教材  
 （平成30年度～令和元年度配布）

【問4】（問3で「1 教材を利用した」を選択した学校のみ回答）  
**利用したことがある教材・題材**を**全て**選択してください。

教材名	題材（利用したことがあるもの全てを選択）
冊子教材（法やルールって、なぜ必要なんだろう？～私たちと法～）	1 ルールづくり
	2 私法と消費者保護
	3 憲法の意義
	4 司法
視聴覚教材	5 ルールづくり
	6 私法と消費者保護
	7 私たちのくらしと憲法
	8 司法



【問5】（問3で「2 教材を知っているが利用しなかった」を選択した学校のみ回答）

法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材を利用していない理由について、当てはまるものを全て選択してください。

- 1 教科のねらいを達成することができないから
- 2 生徒の興味・関心を引くテーマ・教材ではないから
- 3 教科書に即していないから
- 4 既存の指導書や教科書等で授業を実施することができるから
- 5 このような授業を行う時数の余裕がないから
- 6 教材が教員に行き渡っていないから
- 7 内容を確認したことがないから
- 8 その他（具体的に： \_\_\_\_\_）

#### 第4 教員向けの研修について

【問6】法教育に関し、教員向けにどのような企画や研修があったらよいと思いますか。特に参加したいものを3つまで選択してください。

- 1 法教育理論に関する講義
- 2 法律の概要・背景となる考え方に関する講義
- 3 現職教員による法教育授業の実践報告
- 4 模擬授業体験（グループワークを含む）
- 5 法教育授業の見学
- 6 法廷傍聴
- 7 法教育授業案の作成に関する演習（グループワークを含む）
- 8 法教育教材の紹介・活用方法に関する講義
- 9 法律専門家との座談会（意見交換会）
- 10 その他（具体的に： \_\_\_\_\_）

【問7】法教育に関する研修の実施方式について、お尋ねします。どのような方式であれば研修に参加しやすいですか。特に参加しやすいものを一つ選択してください。

- 1 ライブ配信（オンライン方式）
- 2 オンデマンド配信（オンライン方式）
- 3 会場での対面方式
- 4 その他（具体的に： \_\_\_\_\_）

## 第5 法教育全般について

【問8】法教育一般についてお尋ねします。法教育を実施するにあたり、課題と感ずることはありますか。当てはまるものを全て選んでください。

- 1 法教育の必要性を感じない
- 2 法教育の内容（テーマ）や授業の進め方がわからない
- 3 法教育に十分な時間を取る余裕がない
- 4 法教育に関するよい教材（副教材）がない
- 5 その他（具体的に： \_\_\_\_\_ )
- 6 特に課題と感ずることはない

【問9】法教育の取組や教材に対する御意見・御要望があれば、御自由に御記入ください。また、御記入された御意見等が以下のいずれの項目に関するものかについて、選択してください（複数選択可）。

- 1 法教育に関する意見や感想等
- 2 外部人材との連携・出前授業等について
- 3 各教科等・教育課程での位置付けの明確化について
- 4 法教育教材の媒体（形式）について
- 5 法教育教材の内容について
- 6 法教育に関する情報提供の在り方について
- 7 教員向けの研修や啓発について
- 8 その他

<自由記述>

調査は以上です。御協力いただき、ありがとうございました。